

検査

特定計量器（はかり）定期検査

問 まちづくり課 産業振興係 ☎ 77-3918

必ず受検しましよう

計量法の規定に基づく計量器の定期検査を実施します。受検しない場合は、計量法違反として罰則が適用されることがありますので注意してください。

この検査は2年に1回実施することが定められていて、商店、工場、病院、学校などで計量器（はかり）を取りまたは証明に使用している方は、必ず受検しなければならないことになっています。

集合検査

■ 検査日 12月1日(木)
■ 場所 役場車庫
■ 時間 午前10時30分～正午
午後1時～3時

検査に必要なもの

- ・計量器（おもりや分銅を使用するものは一緒に持参）
- ・検査手数料（1台250円×3,600円程度）
- 対象となる計量器（はかり）
検査証印または基準適合証印のあるはかり
- ・各種商店で商取引に使用して〔例〕

- ・各種商店で商取引に使用して

- ・薬局、病院の調剤用のはかり、および健康診断に使用している体重計
- ・幼稚園、保育所、小中学校などで健康診断に使用する体重計
- ・米集荷用のはかり
- ・各種工場の受け入れ、出荷時の取引用はかり
- ・運送会社の使用するはかり、宅急便取次店で使用するはかり（コンビニなどの委託も対象）
- 対象外の計量器（はかり）
〔例〕
農家の米供出用に使用するばかり（庭先取引や行商に使用するばかりは対象）
- ・家庭用の体重計、料理などで使用するばかり
- ・事務所などで封筒の郵便料金を知るために使用されるレターケース

計量器（はかり）の各定期検

所在場所定期検査

特定計量器の構造がぼう大、または多数そのため、運搬が困難で計量器の所在場所で検査の希望し、所在場所定期検査の実施基準に適合すると思われる場合は所在場所特定定期検査を行います。

※所在場所定期検査を受けるものは、申請書提出後に調整して決定します。

※新規に購入したはかりまたは修理後検定を受けたはかりは、定期検査の受検を1回免除されます。はかりに刻印された検定年月をご確認ください（定期検査実施日において、はかりに刻印された検定年月から3年以内1回限り）。

※汚れのひどいはかりは感度不良の原因になります。十分に清掃してから持参してください。

※平成26年度に定期検査を受けた方は、調査書を個別に郵送いたします。

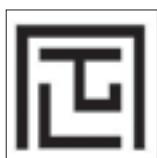
【注意】

査書へ必要事項を記入の上、まちづくり課産業振興係へ提出してください。

■ 提出期限 10月27日(木)



基準適合証印



検定証印

